



新座市告示第 290 号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により下記に掲げる者の住民票を令和8年8月17日付けで消除したので、同令第12条第4項の規定により公示する。

令和8年 8 月 19 日

新座市長 並 木 傑



記

氏 名	生 年 月 日	住 所
田 淵 玲 士	昭和61年12月26日	新座市東北二丁目26番3号 安部ビル405号室
築 穴 信 一	昭和46年8月22日	新座市野火止五丁目27番19号
依 田 統 真	平成13年1月11日	新座市西堀一丁目11番41号 メゾンマチエール301号室
高 瀬 啓 伍	平成10年11月15日	新座市大和田二丁目3番7号 ブリエ・デュンヌ201号室
菅 原 悠 也	平成11年7月15日	新座市西堀二丁目8番15号 レオパレス コヅチⅡ109号室
吉 田 健 二	昭和43年8月3日	新座市東三丁目15番9号

教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、新座市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求を

した場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、新座市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において新座市を代表する者は、新座市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分のあった日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。